

名刺使用規程

臭気判定士会

(目的)

第1条 会員の活動を大きく発展させるため、また当会会則を厳守して活動できるようにするために身分を証する名刺を作成する。それに伴う使用規定を設けることによって、活動の円滑化と誤解を生じさせないことを目的とする。

(名刺の作成)

第2条 事務局が希望者からの申請に基づいて製作する。会員が独自に製作することはいかなるものとする。

2. 名刺作成は、当会事務局にて受付け・作成する。
3. 申込者の負担額は、常任理事会で決定する。
4. 名刺には、本人への直接の連絡先を主たるものとして明記する。臭気判定士会への連絡先は従とする。

(名刺の無断製作について)

第3条 会員は勝手に名刺の作成やロゴを使用することは出来ない。使用にあたっては、常任理事会の承認を得る必要がある。承認を受けずにコピー・製作・使用した場合には使用名刺の回収を求めると同時に除名処分とする。

(名刺の使用に際し)

第4条 投資目的での名刺の使用は一切認めないものとする。また、営業活動（いわゆる名刺配りなど）での使用は自粛されたい。身分、関係所属・登録機関の表明など、通常の名刺交換は当然許容される。

(退会時の名刺の返却)

第5条 会員は退会時には、速やかに名刺を事務局に返却しなければならない。

(臭気判定士会会則の遵守)

第6条 臭気判定士会会則に違反した場合、使用名刺の回収を求めると同時に除名処分とする。

2. 臭気判定士会会則に従わない限り、ロゴ及び名称の入った名刺を使用することは出来ないものとする。

(附則)

この附則は、平成23年6月1日から施行する。